

報告第19号

令和8年9月1日

新宮町議会議長 松 井 和 行 殿

新宮町長職務代理者

新宮町副町長 財 間 輔

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月22日

新宮町長 桐 島 光 昭



令和8年6月15日に業務委託先職員が公用車で訪問先の自宅車庫に駐車しようとしたところ、建物側に車両を寄せ過ぎたことで、地面に這わせてあった雨樋を右後タイヤで踏み、雨樋の一部を破損させた事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解する。

記

1 損害賠償額

45,624円

2 損害賠償及び和解の相手方

別紙のとおり

3 和解の条件

本件に関して、上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解する。

別 紙

損害賠償及び和解の相手方

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]